

第 3 1 号 議 案

足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住宅・建築物耐震助成条例の一部を改正する条例

足立区住宅・建築物耐震助成条例（平成 2 1 年足立区条例第 2 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「各号」を削り、「建築物（住宅を除く）」を「
特定既存耐震不適格建築物（同条第 1 号又は第 2 号に規定する建築物（
住宅を除く。）に係るものに限る）」に改め、同項中第 9 号を第 1 1 号と
し、第 8 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（ 1 0 ） 建替え工事 現存する旧耐震基準建築物を除却するととも
に、当該建築物の敷地に建築物を建築する工事をいう。

第 2 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ず
つ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（ 4 ） 一般緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第 1 4 条に規
定する特定既存耐震不適格建築物（同条第 3 号に係るものに限る。）
のうち、同法第 6 条第 3 項の規定により足立区耐震改修促進計画に
記載された道路に接するものをいう。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「耐震改修工事」の次に「、建替
え工事」を加え、同項第 1 号中「又は特定建築物」を「、特定建築物又
は一般緊急輸送道路沿道建築物」に改め、同項第 2 号中「又は非木造の
特定建築物」を「、非木造の特定建築物又は非木造の一般緊急輸送道路
沿道建築物」に改め、同項第 5 号中「3 以上で、かつ延べ床面積 1 , 0
0 0 m²以上のもの」を「3 以上の木造の共同住宅」に、「建築物であっ
て」を「建築物、特定建築物又は一般緊急輸送道路沿道建築物であって」

に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 現に自らの所有する一般緊急輸送道路沿道建築物であって、
第 1 号の耐震診断に係る助成金の交付を受けた場合において、次の
いずれかに該当する建築物の建替え工事

ア 耐震診断の結果、技術指針別表第 1 (一) 又は (二) に該当し
た木造住宅

イ 耐震診断の結果、技術指針別表第 6 (一) 又は (二) に該当し
た非木造住宅

第 3 条第 4 項中「第 1 項第 5 号」を「第 1 項第 6 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

助成の対象に建替え工事を加えるほか、規定を整備する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。